

国家戦略特別区域諮問会議 議員名簿

議長	安倍	晋三	内閣総理大臣
議員	麻生	太郎	財務大臣 兼 副総理
同	石破	茂	内閣府特命担当大臣（地方創生）
同	菅	義偉	内閣官房長官
同	石原	伸晃	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	河野	太郎	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
有識者議員	秋池	玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根	正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村	健	東京大学大学院情報学環教授
同	竹中	平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田	達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授

【区域計画認定までの経緯】

平成27年12月15日	国家戦略特区第3次指定の決定
平成28年3月24日	国家戦略特別区域会議の開催（区域計画案の作成）
平成28年4月13日	国家戦略特別区域諮問会議の開催

## 区域計画の認定について

平成 28 年 4 月 13 日  
地方創生担当大臣  
石 破 茂

最近、区域計画の認定申請のあった区域会議と、規制の特例措置(特定事業)等は、以下のとおり。

※ 他の区域部分は省略

### 3. 福岡市・北九州市 区域会議

【3月 24 日開催、3月 24 日申請、新規8事業】

#### (1) エリアマネジメントに係る道路法の特例(5事業)

公共空間リソース利活用勉強会、鳥町まちづくり会議推進協議会、「つながる絆！八幡」実行委員会、門司港レトロ倶楽部、門司港レトロ倶楽部のそれぞれが、道路法の特例を活用し、イベント開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進等を図る。

#### (2) NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

特定非営利活動法人の設立を促進するため、北九州市が行う申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。

#### (3) ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例

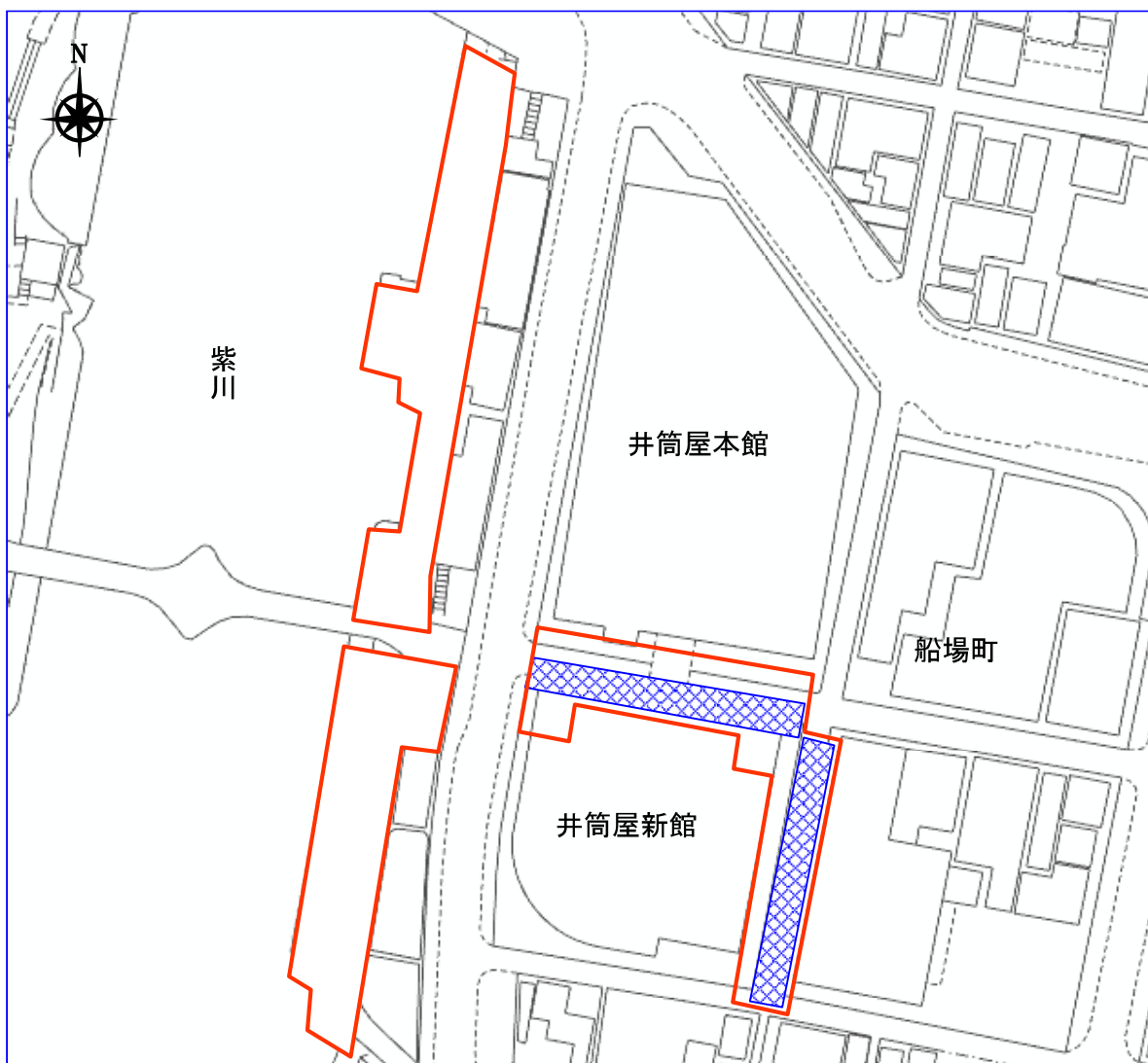
北九州市内のユニット型指定介護老人福祉施設において、介護職員の補助等を行うロボットの実証を行う場合、2つのユニットにそれぞれ独立して設置された「共同生活室」を一体的に利用できることとする。

#### (4) 高齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置

シティハローワーク・ウェルとばた(北九州市戸畑区)内において、高齢者等の多様な雇用・就業機会を確保するため、50 歳以上の中高齢者等の就職支援を重点的に実施する「シニア・ハローワーク」を設置する。

## 国家戦略道路占用事業の適用区域

### 船場町1号線・6号線（クロスロード）



**【事業の実施時期】**

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域



道路部分

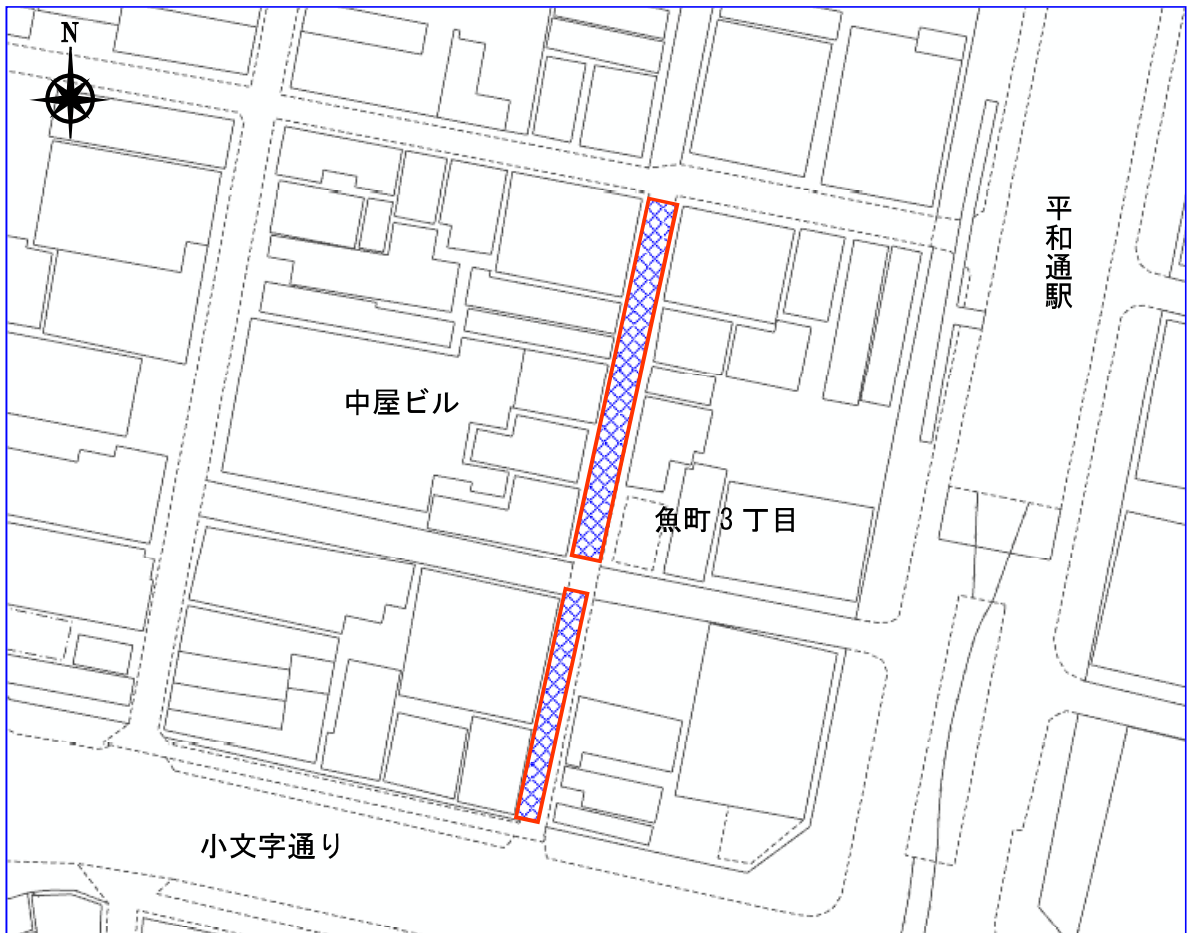


**位置図**




# 国家戦略道路占用事業の適用区域

## 魚町 11 号線



### 【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域 

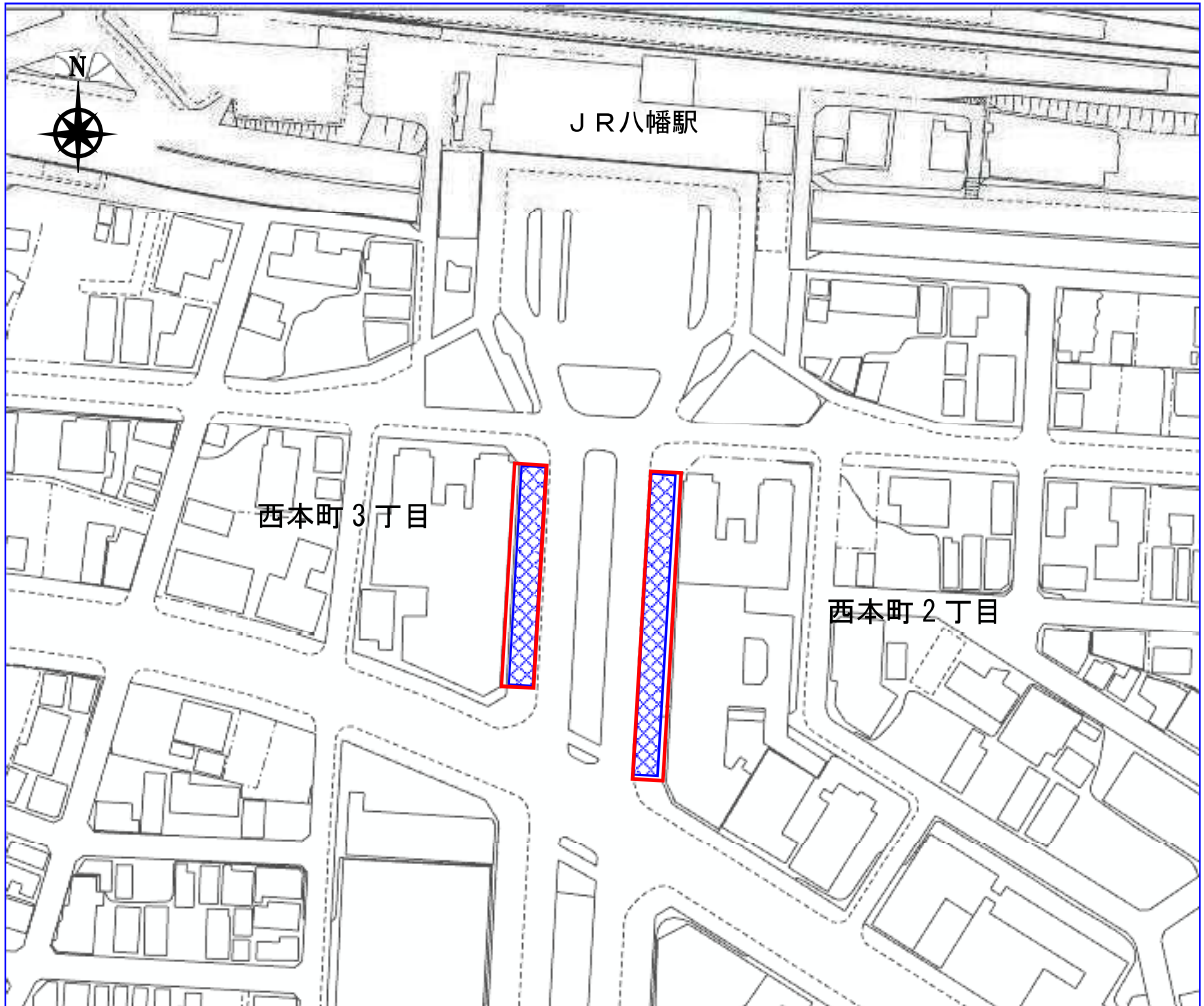
道路部分 

### 位置図



# 国家戦略道路占用事業の適用区域

## 八幡停車場線（さわらび通り）



### 【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域



道路部分



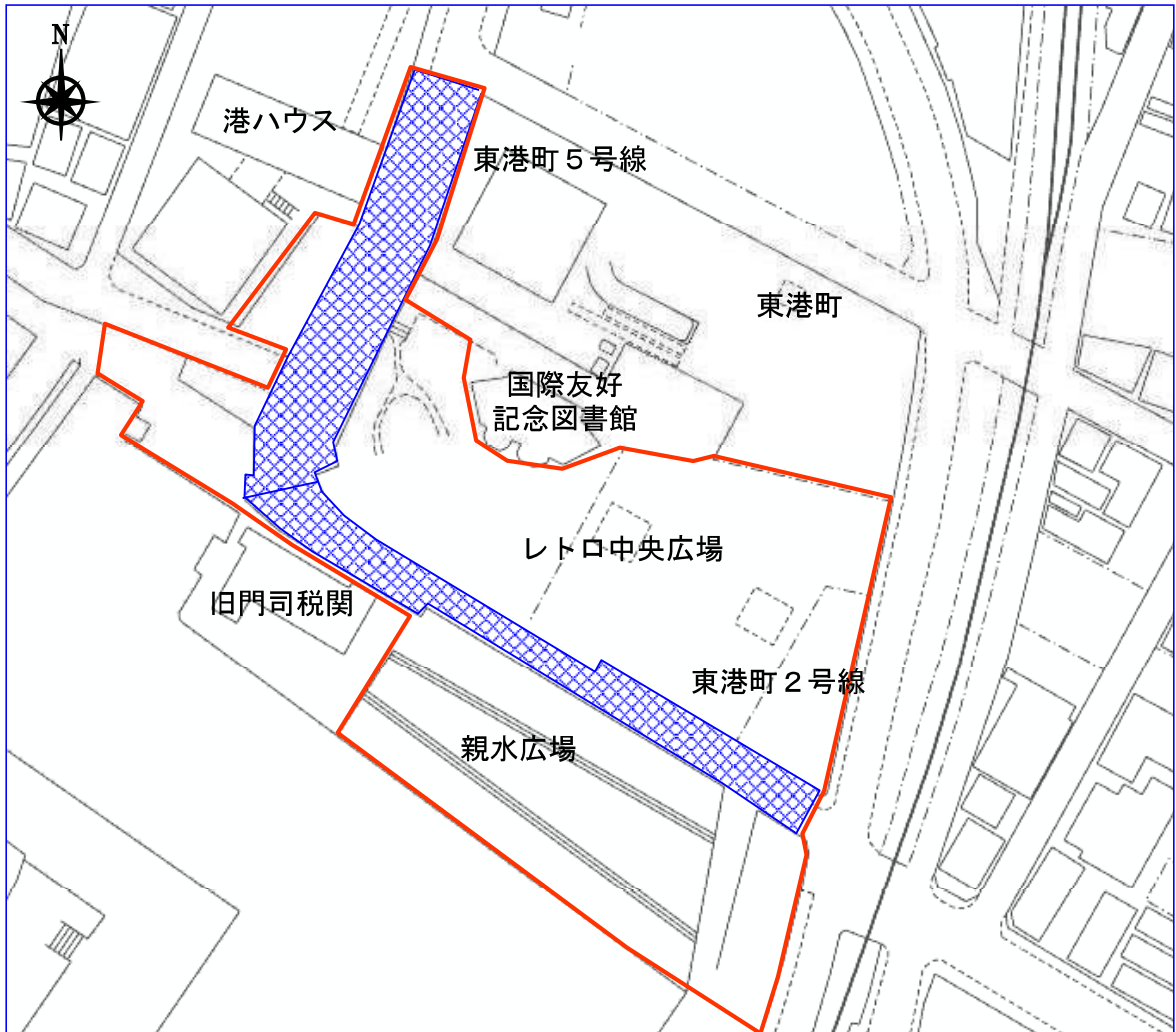
### 位置図






# 国家戦略道路占用事業の適用区域

## 東港町 2 号線・5 号線



### 【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域 

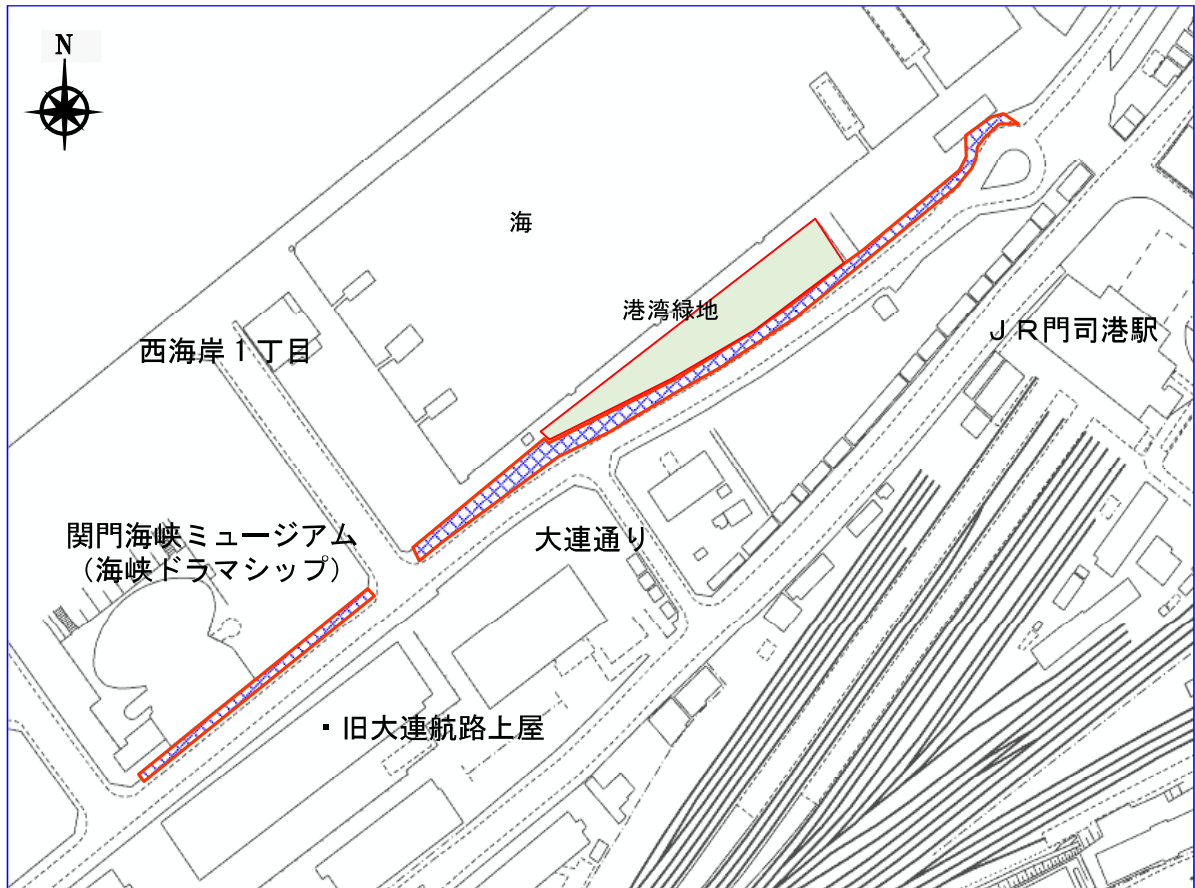
道路部分 

### 位置図



# 国家戦略道路占用事業の適用区域

## 西海岸7号線（大連通り）



### 【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域



道路部分

